平成 23 年 6 月 1 日 告示第 54 号

(目的)

(定義)

第1条 この告示は、木造住宅の耐震改修を行う者に対し、その費用の一部について、多古町補助金等交付規則(昭和39年多古町規則第1号。以下「規則」という。) 及びこの告示の定めるところにより補助金を交付し、木造住宅の耐震改修の促進を図り、もって震災に強いまちづくりの推進に資することを目的とする。

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成 18 年国土交通省告示第 184 号)に基づき認定された、財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震精密診断と補強方法(改訂版)」に定める「一般診断法」又は「精密診断法」により地震に対する安全性を評価することをいう。
- (2) 設計・監理者 耐震改修の設計及び工事監理を行う建築士で、建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 22 条第 2 項の規定により千葉県知事が行う木造住宅 耐震診断講習会の課程を修了した者をいう。
- (3) 耐震改修 耐震診断において、「倒壊する可能性がある」又は「倒壊する可能性が高い」と診断された木造住宅を「倒壊しない」又は「一応倒壊しない」 に耐震性能を向上させる改修をいい、前号に掲げる者による設計、工事監理及 び工事をいう。

(補助の対象となる住宅)

第3条 補助金の交付対象となる木造住宅(以下「補助対象住宅」という。)は、 次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 昭和56年5月31日以前に建築し、又は着工された町内に存する一戸建て住宅 及び併用住宅(居住の用に供する部分の床面積が当該併用住宅の延べ面積の2 分の1以上のもの)であること。
- (2) 主要構造部(建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 2 条第 5 号に規定する 主要構造部をいう。)に木材を用いたものであること。
- (3) 在来軸組構法、伝統的構法又は枠組壁工法で建築された建築物であること。
- (4) 地上階数が 2 以下であること。
- (5) 建築基準法の集団関係規定等に違反していないこと。
- (6) 耐震診断において、「倒壊する可能性がある」又は「倒壊する可能性が高い」と診断され、かつ、耐震改修工事後に「倒壊しない」又は「一応倒壊しない」となり、その耐震性の向上が期待できるものであること。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。) は、本町の住民基本台帳に記載され、又は外国人登録原票に登録されている者 で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助金の交付対象となる木造住宅に自ら居住し、かつ、所有している者(共有名義である場合にはその代表者)
- (2) この告示の規定により補助金の交付を受けていない者
- (3) 補助対象者の属する世帯全員が町税等を滞納していない者

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費は、第2条第1項第2号にいう耐震改修に要する費用とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、次に掲げる額の合計額とする。

- (1) 補助対象経費の3分の1以内の額とし、50万円を限度とする。この場合において、算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
- (2) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除の額
- 2 補助金の交付に当たっては、あらかじめ前項第2号の額を差し引いた額を交付するものとする。

(交付申請)

第7条 規則第3条の規定により補助金の交付を受けようとするときは、耐震 改修を実施する前に、多古町木造住宅耐震改修補助金交付申請書(別記第1号 様式)に、次に掲げる書類を添付して町長に申請しなければならない。

- (1) 住民票の謄本又は外国人登録法(昭和27年法律第125号)第4条の3第2 号に規定する登録原票記載事項証明書
- (2) 補助対象住宅の案内図及び登記事項証明書又は補助対象住宅の所有者が確認できる書類
- (3) 耐震診断の結果報告書(木造住宅耐震診断士又は建築士が作成したものに 限る。)の写し
- (4) 補助対象経費に係る見積書の写し
- (5) 設計・監理者の木造住宅耐震診断講習会修了証の写し
- (6) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 町長は、規則第4条の規定により、補助金の交付の可否を決定したときは、多古町木造住宅耐震改修補助金交付決定・却下通知書(別記第2号様式)により当該申請をした者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により交付の決定をする場合において、必要があると認 めるときは、条件を付することができる。

(変更申請)

第9条 前条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、耐震改修の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、変更内容について町長と協議を行わなければならない。

2 前項の規定による協議の結果、変更の申請を行う場合は、多古町木造住宅耐 震改修補助金変更交付申請書(別記第3号様式)に第7条各号に掲げる書類のう ち変更に係るものを添付して町長に申請しなければならない。

(変更決定)

第10条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、 多古町木造住宅耐震改修補助金変更交付決定・却下通知書(別記第4号様式) により当該申請をした者に通知するものとする。

(着手届)

第 11 条 交付決定者は、耐震改修工事に着手するときは、木造住宅耐震改修工事着手届(別記第 5 号様式)に、次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 耐震改修設計図書(平面図、詳細図、改修一覧表及び耐震改修後の建築物に期待できる耐震性の診断について記載されたもの)
- (2) その他町長が必要と認めるもの。

(中止の届出)

第12条 交付決定者は、補助金に係る耐震改修工事を中止しようとするときは、木造住宅耐震改修工事中止届(別記第6号様式)により町長に届け出なければならない。

2 町長は、前項の規定により、中止の届け出があったときは、当該届け出をした者に交付決定の取り消しを通知するものとする。

(検査)

第13条 交付決定者は、耐震改修工事における主たる工事を実施した後で仕上げ工事を行う前に、木造住宅耐震改修工事検査申請書(別記第7号様式)を提出し、検査を受けなければならない。

- 2 町長は、前項の規定により検査を実施するときは、当該耐震改修工事の設計・ 監理者及び施工者の立会いを求めることができる。
- 3 交付決定者、設計・監理者及び施工者は、当該検査に協力しなければならない。
- 4 町長は、当該検査の結果、工事の内容が設計と異なると認めたときは、交付 決定者に工事の改善を木造住宅耐震改修工事検査結果指示書(別記第8号様式) により指示することができる。
- 5 町長は、前項による指示を行った場合、再度検査を行うものとする。 (実績報告)

第 14 条 規則第 10 条の規定により実績報告をしようとするときは、補助事業の完了日から起算し 30 日以内又は補助金の交付の決定に係る会計年度の 2 月末日までに多古町木造住宅耐震改修補助事業実績報告書(別記第 9 号様式)に次に掲げる書類等を添えて町長に報告しなければならない。

- (1) 工事を行った部位ごとに、工事着手前、工事施工中及び工事完了後の状況を撮影した写真(撮影場所を明記(明示)した図面を含む。)
- (2) 耐震改修に係る契約書の写し及び領収書の写し
- (3) 耐震改修工事監理報告書(第10号様式)
- (4) 耐震改修工事の竣工図等
- (5) その他町長が必要と認める書類

(補助金等の額の確定)

第 15 条 町長は、規則第 12 条の規定により交付すべき補助金の額を確定したときは、多古町木造住宅耐震改修補助金確定通知書(別記第 11 号様式)により交付決定者に通知するものとする。

(交付の請求)

第 16 条 規則第 13 条の規定により補助金の交付を受けようとするときは、補助金の交付の決定に係る会計年度の 3 月末日までに多古町木造住宅耐震改修補助金交付請求書(別記第 12 号様式)により町長に請求しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(返環等)

第17条 町長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた者があるときは、補助金の交付決定を取り消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(補則)

第 18 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。 附 則

この告示は、平成23年6月1日から施行する。